

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンなどとの

## 接種間隔にご注意を!

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンなどを同時に接種することはできません。新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチンの接種間隔は、互いに、片方のワクチンを接種してから**2週間以上**の間隔を空けるようにしてください。

なお、新型コロナウイルスワクチンは一定期間空けて2回接種しますが、その間は、**それ以外のワクチンを行わず、連続して、新型コロナウイルスワクチンを2回接種**するようにしてください。

接種を予約する際は、接種間隔をご確認ください。  
詳しくは、大垣市保健センター(☎75-2322)へ。

### 新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンなどとの接種間隔



### 事業主の皆さんへ 10月は「年次有給休暇取得促進期間」

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様

式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化を目的とした「年次有給休暇の計画的付与制度」や、さまざまな実情に応じた柔軟な働き方・休み方につながる「時間単位の年次有給休暇制度」の導入が効果的です。

詳しくは、岐阜労働局雇用環境・均等室(☎058-245-1550)へ。



### 大垣警察署からのお知らせ ～電子マネー通報～

岐阜県警では、県内すべてのコンビニエンスストアに対して、電子マネーを悪用した被害を防止するための声掛けや電子マネーを購入する際に、「購入時に携帯電話を使用している」「購入方法や使い方を質問する」などといった場合に、通報を依頼しています。

通報を受けた警察は、警察官が各店舗に行き、二重電話詐欺の被害に遭っていないかを確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、大垣警察署(☎78-0110)へ。



電子マネーを悪用した詐欺にご注意ください

大垣警察署マスコットキャラクター『水都マン』

## 入学準備費を入学前に支給します

市は、就学援助費のうち、入学に必要な「入学準備費(入学に必要な学用品費などの費用)」について、入学前(3月上旬予定)に支給します。

申込方法など詳しくは、庶務課(☎47-8022)へ。

- 対象/次の要件を全て満たす人 ①市内在住(令和4年3月末以前に市外へ転出する人を除く) ②お子さんが令和4年4月に大垣市立の小学校へ入学予定 ③市の就学援助の基準で「準要保護」の基準に該当(市民税が非課税または減免となった世帯、児童扶養手当の支給を受けている世帯など)

●申込/11月1日～令和4年1月31日

●備考/新中学1年生は、令和4年3月の段階で就学援助の認定を受けている場合、申請不要



11/1 完成

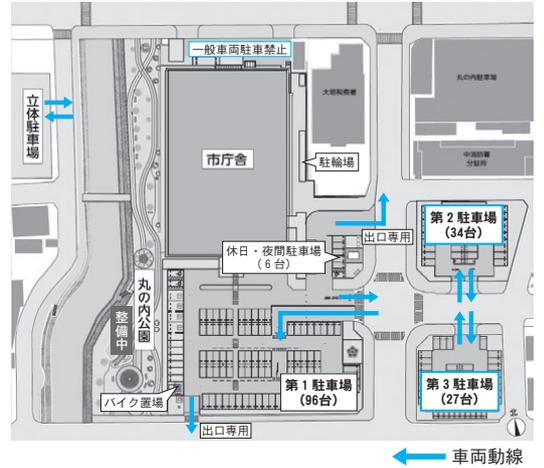
## 市役所第2・3駐車場

市庁舎の東側に整備を進めてきた第2・3駐車場が、11月1日(月)からご利用いただけます。

第2・3駐車場はいずれも平面式で、第2駐車場の収容台数は34台、第3駐車場の収容台数は27台となります。

利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

詳しくは、契約管財課(☎47-7439)へ。



## 11月は口座振替推進月間

市税などの納付に便利で安心な口座振替をご利用ください!

- 対象科目/【市税】市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割 【保険料ほか】国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、育英資金償還金、保育料(保育園・保育園・幼稚園)、延長保育料、市営住宅家賃等、市単独住宅使用料、留守家庭児童教室保育料、占用料、市営墓地管理料、水道料金、下水道使用料
- 申込/納入通知書、預金通帳、通帳の印鑑を持参し、お近くの金融機関の窓口へ
- 問合せ/収納課(☎47-8729)へ



### 審議会などの傍聴ができます

廃棄物減量等推進審議会		担当: クリーンセンター(☎89-4124)
11/2(火)	10:00~11:30	市役所4階 情報会議室
・一般廃棄物処理基本計画の実績報告について ほか		

## 65歳以上の皆さんへ 障害者控除対象者認定書の申請を受付

令和3年12月31日時点の要介護認定などにより、障がいの程度が所得税法上の障害者または特別障害者に準ずるものとして、市長の認定を受けた65歳以上の人は、所得税や市県民税の申告で障害者控除の適用が受けられます。

障害者控除対象者認定書の交付を希望する人は、申請書(市HPからダウンロード可)に必要な事項を記入し、介護保険課へ提出してください。

要介護認定などの内容を確認のうえ、該当者には「障害者控除対象者認定書」を交付します。所得税や市県民税の申告の際は、認定書を添付してください。

なお、身体障害者手帳などをお持ちの人は、手帳などにより障害者控除の適用が受けられますので、この申請は不要です。

詳しくは、同課(☎47-7415)へ。